



医療相談室です（介護保険その3）

Q：介護保険の施設サービスってなあに？各施設はどう違うの？

A：施設サービスとは施設に入所し介護等のサービスを受けることです。施設には3つの種類があり、各施設によって機能や役割が異なります。

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

自宅での介護が困難な方が入所され、日常生活の介護、健康管理などのサービスを受けられる施設です。

介護老人保健施設（老人保健施設）

病気やけが等の治療後リハビリテーション等が必要な方が入所され、在宅準備などを行い在宅復帰を目指す施設です。

介護療養型医療施設（療養型病床群など）

手術等の積極的な治療が終了し、病状はおちついているものの長期にわたって療養が必要な方が入所され、医学的な管理のもと看護や介護を行う医療機関です。

施設サービスを利用できるのは要介護度1～5の認定をうけられた方です。

（各施設のショートステイやデイケア、デイサービスは要支援の方でも利用できます。）利用地域の制限はありませんので、大阪府にお住まいの方でも他の都道府県の施設を利用することが出来ます。利用料金は各施設や利用される方の要介護度によって異なります。詳しくは当院2階にあります 地域医療連携室にてご相談させていただきますのでお気軽にお声がけ下さい。

